

平安時代における解文の文章構成について

——「尾張国解文」を中心として——

西 村 浩 子

目次

- 一、はじめに
- 二、研究の方法
- 三、「尾張国解文」の文章構成法
 - (1)段落構成と接続詞との関係に見られる類型
 - (2)段落内に見られる表現の類型
- 四、平安時代の解文に見られる類型
- 五、結び
- 一、はじめに

従来、国語史研究に利用されてきた古文書は、音韻・表記の研究資料としての仮名文書が中心であった。しかし、近年、和化漢文で書かれた古文書も類義字或いは語彙の方面での研究が進められてきている。和化漢文で書かれた古文書は、その訓読が困難であること、一文書中の言語量が少ないこと、そして、その中に類型的表現が多いこと等の欠点を有するために、それ自身が国語学の研究対象とされることはあまりなかったようである。

峰岸明氏は、『平安時代古記録の國語學的研究』（昭和六十一年

刊）の中で、古記録の訓読方法について『御堂関白記』を例として提示された。（第一部第二章第一節「記録語文における漢字表記語の解讀方法について」）その方法によれば、同じく和化漢文で書かれた古文書の訓読においても応用が可能であり、さすれば先の欠点の一つは克服できよう。次の、一文書中の言語量の少なさについては如何ともし難いが、古文書数は歴大な数にのぼるのであるから、数量の多さで補うしかあるまい。また、類型的表現の多さについては、古文書の種類によってその様式が定められていることと無関係ではなく、同様式の文書には類似的表現——類型的表現が屢々見受けられる。しかし、単に「類型的表現」といっても、それは文章中のいかなる部分に、どのような表現として現れるのか、様式の種類・記載内容・差出人等によって異なりが存するののか、さらに、その表現には時代による異なりが存するののか等の問題は未だ解決されておらず、研究の余地が残されている。このような研究においては、類型的表現の多さがむしろ利点となるように思う。

そこで、本稿では、和化漢文で書かれた古文書の文体研究の一階梯として、様式の別による文章の構成並びに表現に認められる類型について私見を述べさせていたくことにする。

今回は対象資料に「解文」を取り上げる。「解文」とは、「解」の様式を用いて、主に自己に不都合・不利益をもたらす事柄を上級機関に訴え、その裁許を申請する文書である。「解」は公式令に規定された文書様式の一であり、「令義解」には左掲の如く、書き出しと書き留め文言（兩者ともに一線を付す）が記されている。

式部省解シ・申ス其ノ事
其事云々。謹解。

年月日

(姓名略)

(『解群国史大系』による。)

公式令の規定によれば、「解」は「被官から所官へ、つまり管轄関係にある下級の役所から上級の役所へ提出する文書」であるが、「個人からその所属官司や一般の上位者に提出する場合にも用いた」ものである。平安時代には、「広く国衙・社寺・庄園関係に用いられ」、「文書名も、解」というよりは解文・解状ゲジコウとよばれることが多くなる」ということである。

「解文」の例として、『雑筆要集』の例を掲げる。本書は、各種文書の雛型を集めた模範文例集であり、鎌倉時代をあまり降らないころに作成されたと言われている。この「解状」の項に三種の例が収められている。裁許申請内容が一ヶ条の場合が二例、複数条の場合が一例である。左掲の①・②が一ヶ条の例、③が複数条の例である。(本文は『續群書類従』公事部による。)

①官位姓名解 申進中文事

請被特蒙 鴻恩任解狀旨(發懸)載定ム申愁狀。

②右謹檢案内。ム申事極愁也。望請 鴻恩。早任道理。將被許。仍

勅仕狀。以解。

年號

又様

③某御庄官百姓等解。申請寺家政所裁事。

言上三箇條

① 一請被殊裁斷ム申子細事。

② 右謹檢案内。ム申事極訴也。早任道理欲被裁免耳。

一請被同載定ム申愁事。

右倩案政事。彼條諸非例也者 任先例早欲被裁免矣。

一請被同裁許ム申事。

右伏惟舊記。於彼事者至愁也。且乘遺迹將被優免而已。

以前三箇條。一々爲蒙裁定。依言上如件。以解。

年號月日

又様

御庄公文姓名判
下司姓名判

③某御庄住人姓名解。申請本家政所裁事。

① 請被殊同先例裁許ム申子細事。

副進證文等。

② 右ム謹考舊貫。ム申愁中大愁也。望請早垂慈恩被裁免者。將仰憲

法之不空。彌念官任之有勇矣。以解。

年號ム月ム日

いずれも、「——解」に始まり、「以解」を以って終わる。その間のおおよその形式は、傍線①の事書シガと呼ばれる部分に訴陳する事柄の概要を記し、傍線②の部分でその具体的内容を述べる。そして、傍線③の「望請」以下に裁許を要請する旨を記す。この三部分

に分かたれる。

『雑要集』では、傍線②に具体的内容が示されていないが、本稿で問題としたいのは、個々の事情によって様々の内容をもつ、この②の部分なのである。これについては、後の具体例の説明箇所でも再び述べる。

二、研究の方法

今回、多くの古文書の中から「解文」を取り上げたのは、次の主な理由による。

まず、「解文」と称される古文書の中に、永延二年(九八八)の「尾張国郡司百姓等解」△通称、「尾張国解文」▽が存することである。本資料には詳細な調点の施された写本が現存しており、また、国史学関係者による本文研究もなされている。よって、全文の内容読解が可能であり、このことは、他の解文を読むに際して大きな手がかりとなるであろう。そして、次に、「解文」は歴史上、平安時代の政治・経済を知る上で不可欠であり、史料としての重要性が高いことである。

「尾張国解文」は、郡司百姓等が国司藤原元命の悪政非道を三十一箇条に互って数え上げ、その解任を要求するために太政官に提出したものであって、国史学上つとに有名な解文である。国語学の面からは、三保忠夫氏が類義字の研究をされており、写本の一である真福寺宝生院蔵本(以下、「宝生院本」とす)の漢字索引が同氏によって刊公せられている。^(?)

さて、「解文」における文章の構成並びに表現に認められる類型を探るために、次の如き方法を採用した。

a. 「尾張国解文」の文章を例にとり、各条毎の接続詞に注目し、かつ内容も考慮して段落を分かち。そして、段落とそのかわり目に使用されている接続詞との関係を調査する。「尾張国解文」を例に取り上げたのは、前述の如く読解が可能であるという点に加えて、その言語量が他の解文に比してはるかに多いということ、しかも、一個人によって書かれているので資料に均質性があること、によっている。

b. 次に、段落内部での表現に類型が認められるか否かを調査する。

c. a・bにおいて、何らかの類型が認められたとするならば、平安時代の他の解文においても、同様に類型が認められるかを調査する。調査の対象とする解文は、『平安遺文』第一巻から第十一巻までに収められたもので、「古文書編総目録」に「……解」と題されているものに限る。

以上の方法で調査を行った。結果を先に述べるならば、次の如くなる。

a. 「尾張国解文」の三十一箇条並びに後文の各条では、四段落構成が基本となっている。そして、Ⅰ段落とⅡ段落との間では、逆説の接続詞が用いられ、Ⅱ段落とⅢ段落との間では順説の接続詞が用いられる。

b. IV段落において典型的表現が多く見られる。ここでは、主に否定・反語・強調の表現がとられる。

c. 平安時代の他の解文においても、a・bと同様の類型を確認することができる。

三、「尾張国解文」の文章構成法

ここでは、先の a、b について具体的に述べていくことにする。

(1) 段落構成と接続詞との関係に見られる類型

まず最初に、段落構成が四段落に整っている典型例として第十七条を取り上げる。本条は、国司藤原元命が前年の正税のうちの用残稲（諸支出を差し引いて残った稲穀）を着服し、都の自宅に運ばせたことを訴えた内容である。左に本文を掲げる。本文は宝生院本により、説明の都合上私に改行した。（ただし、返点は宝生院本を参考にして私に付す。以下同じ。）

〔一請被_ニ裁斷_一以_レ舊年用殘稻穀_ニ令_レ春_ニ運_レ京宅_ニ事_{（傳心）}〕
 右用殘官物非_ニ當時之所納_一曰_レ舊代分附之者須以_ニ如此之物下_ニ
 符借貸_ニ宛_ニ下農新_一者也
 而猶思_ニ生活之便_一及_ニ五六月之比_一令_レ春_ニ運_レ郡司百姓等_一所_ニ
 春得_レ米束別三四合 所_レ煩米全五升法也
 然則貧弊之人民无頼之郡司 抱_レ愁爲_レ枕
 費_レ國之吏頼_レ民之謀 無_レ過_レ於_レ斯_一……………Ⅲ
 〔望調裁斷 以_レ將_レ令_レ知_ニ貪利之恥_一矣〕……………Ⅳ

全体は、大きく三部分に分かたれる。まず、一行目の事書と呼ばれる部分で概要を記す。次に「右」以下「望請」以前で詳しい状況説明を行う。そして、「望請」以下に要求内容を記す。この三部分である。今問題としたいのは、第二番目の、「右」以下「望請」より前に記載された文章についてである。

この部分を接続詞に注目してみると、「而」と「然則」という二つの接続詞（Ⅱ線を付す）が用いられている。「而」以前の部分（Ⅰ）

では、用残稲は前任の国司の代の残稲であり、元命在任中の余剰分ではない。このような官物の処理は、一つには借貸（無利息の貸付）の財源とすべきであり、二つには農新として百姓等に与えるべきである、という従来の方法が記されている。

次に、「而」から「五升法也」までの部分（Ⅱ）では、元命は五、六月になると郡司・百姓等に命じて用残稲を春かせ、京の自宅に運ばせた。しかも、古米である用残稲は一束につき三、四合しか得られないところを、規定通り一束につき五升を納めさせたというのである。

このⅠとⅡとの間の接続詞「而」は、直前に文末の助辞「也」が存在することから、文頭に立つことがわかる。文頭に立つ「而」は逆説接続の用法であり「シカルニ」（シカルヲ）と訓ずることが峰岸明氏の御研究によって明らかにされている。つまり、「而（シカルニ）」に導かれるⅡには、Ⅰに背く国司の非道、横暴な振舞の事実が述べられているのである。

そして、「然則」から「爲枕」までの部分（Ⅲ）では、Ⅱの結果、人民は貧しく、郡司は頼るべき所もなく愁を枕に眠るような、厳しい状況下にあるというのである。

ⅡとⅢの間には「然則」という順説の接続詞が用いられ、Ⅱによって引き起こされた人民の悲惨な状況（結果）がⅢに述べられている。

最後の「費國」から「於斯」までの部分（Ⅳ）では、国の財源を費す役人、人民を頼むす謀はこれに勝るものはない、とⅠ～Ⅲより判断した筆者の意見（Ⅱ線を付す）が述べられている。このⅣは、Ⅲの内容をより強く印象づける働きがあると思われる。

以上の如く、「右」以下「望請」以前の文章は、I 従来の方法、II「I」に背く事実、III「II」の結果もたらされた悲惨な状況、IV「I」〜「III」より判断された筆者の意見、という内容の四段落構成になっていると考えられる。また、段落のかわり目に用いられる接続詞は、IとIIとの間では逆説の接続詞であり、IIとIIIとの間では順説の接続詞であることもわかる。

さて、「尾張国解文」における各条の文章を内容によって段落分けすると、必ずしも四段落構成ではない条が存する。即ち、四段落構成が整っているパターンと四段落構成が整っていないパターンの二種が存するのである。前者をAパターン、後者をBパターンとすると、Bパターンの中には、さらに、IからIVのどの部分が記載されていないかにより、三分類し得る。整理して示す。

Aパターン——一条内で四段落構成が整っているもの

Bパターン——一条内で四段落構成が整っていないもの

- (イ) IV相当部が記されていないもの
- (ロ) III相当部が記されていないもの
- (ハ) I相当部が記されていないもの

Aパターンの例は第十七条を例として示したので、以下にはBパターンの例(イ)(ロ)別にそれぞれの例を示す。

(イ)の例……第十二条

一請被_レ裁斷_二不_レ下行_三箇年所驛家雜用准類六七百九十束事

右彼國所_レ在馬三十疋直穀「百」五十石秣_レ廿四石傳馬十五疋内

斃損買替直穀「五」十二石五斗并一年新穀二百二十六石五斗

惣計三箇年折_レ准類六千七百九十五束也 是則依_レ式立_レ用稅帳_一

而當任守元命朝臣悉私用不_レ宛_二把分_一 愁_レ中之爲_レ愁 莫_レ過於斯_一 就中使到著之時費在_レ於郡司一 經日之煩不_レ可_レ勝計_一 適以私馬_一 通送者一度之弊及_レ數疋之駄_一 一部内漸絶失隣國重求借 恐將來國幸豈積_レ習_一之_二裁斷_一 …… III

仍爲_二人民_一多有_レ損無_レ益也 唯爲_二國吏_一 獨無_レ損有_レ益也 …… III

望請被_二裁斷_一 以將_レ省_二愁苦_一云

△本条は、元命が三年間に駅家雜用の穀を六千七百九十五束も着服しながら、駅馬の買替料や飼秣の支出を怠ることを訴えている。

本条では、IV相当部、即ち筆者の意見が記されていないが、IIの波線部で意見にあたる記載が存する。同様の例は第八条(宝生院本田行目、以下同じ)、第十条(田行目)に見られ、これらは、意見を再度繰り返すことをしなかったために、IV相当部が省略されたのではないかと考える。その他、後掲の表1の中で、第十三、十八、二十五、二十八条の各条は、IV相当部がないと見做すか、あると見做すか、判断に迷うものであるが、今回は(イ)に含めて扱った。第二、二十一、二十三条については、次の如く考えている。第十七条のIVの説明部分で、IVはIIIの内容をより強く印象付ける働きがあると考えたが、これら三例は、その印象付けを行わなかった例ではないかと思う。今後さらに然るべき理由の検討を続けたい。

(ロ)の例……第十一条

一請被_レ裁斷_二不_レ宛_三行諸驛傳食并驛子口分田百五十六町直米

事

右國內雖_レ有_二重役_一 莫_レ煩_レ於驛傳之密_一 自古于_レ今 以_レ傳食

新者供_レ給上下之官使_一 以_レ田直米_一者立_レ用驛子之功糧_一 但一

驛新田十二町〔傳馬新田十六町年〕年新五十二町也……………Ⅰ

而當任守元命朝臣三箇年兩收納會無下符 國土經營莫過於斯 所謂御馬通送之日 檢收上下之使 強衛貢御之威 未知役民之

弱 或号供給等聞吹毛覓疵 或稱厨備踈略 銷皮出血 飽爲

得賄賂貢馬飼秣徘徊 恣令得土產走馬肩輓馳去……………Ⅱ

若有國幸之良吏 以不拘惜其傳食新者 何爲郡司百姓致事 頌哉……………Ⅳ

望請裁斷 早成驛子之依估矣

△本条は、元命が駅伝食料田と駅子口分田の直米を支出しないこととを訴えている。▽

本条では、Ⅲ相当部が記されていない。これは、Ⅱ相当部で、

司及び家来のとりたての苛酷さを典拠を有する表現で表したり、繰り返したべたりしているのので、Ⅲで結果を述べるまでもなく、人民の惨状は明らかに知られるのである。

例の例……………第四条

一請被裁斷守元命朝臣正稅利稻外率徵無由稻事

右率稻正稅利稻之外段別二東八把加徵國內一 通計共積 尤多

抑件率稻者不經臨時之公用一 只死私謀之用途一 或入瀆於交

易 或春運於京宅……………Ⅱ

如此之間致人民之費 更不見官納之由……………Ⅲ

然則昨聞他州愁 今當我上之責 情見氣色國內之惡無人民之佞僚 莫過於斯……………Ⅳ

望請官裁 被召召札 且省非巡加徵之類 且知朝家憲法之貴

△本条は、元命が規定以外の米を取奪し、それを私的な交易の代価に宛てたり、京の自宅に春き運ばせたりしたことを訴えている。

本条では、Ⅰ相当部が記されていない。その理由については、現在のところ明らかとは見出せていないのであるが、強いて言えば、いわゆる事書（一行目）の部分にⅠが含まれているのではないかと思われる。事書を読めば、いかなる非道の行いをしたかがわかる。それによって従来の規則或いは本来守られるべき道理が自ずから知れるのである。故にⅠが書かれなかったのではないかと推測している。

以上、各パターンを事例に即して説明を加えてきた。ここで、第一条から第三十一条並びに後文に至る各条の段落構成と、段落のかわり目に用いられた接続詞との組み合わせのパターンを一覧すると、表1の如くなる。

本表では、ⅠからⅣの相当部分を「Ⅱ」で示し、記載がない場合は「…」を以って示した。接続詞の使用が見られない場合は「□」を以って示した。○内の数字は条番号を示し、◎は後文を示している。

表1

| A | パ | タ | ー | ン | |
|----|----|----|--------|------------------|-----|
| Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ | Ⅰ |
| 然而 | 然而 | 然而 | 而 | 而 | Ⅱ |
| Ⅱ | Ⅱ | 仍 | 然則 | 仍 | Ⅲ |
| 因之 | 因之 | □ | □ | □ | Ⅳ |
| □ | 是以 | Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ | |
| ◎ | ① | ◎ | ⑰ ◎ | ③ ⑤ ④ ◎ | 条番号 |
| 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 計 |

「尾張国解文」では、Aパターンに属する条が十三箇条、Bパターンに属する条が十九箇条存するが、前述の通り、BパターンはAパターンの変型として与えられることができよう。

表1をもとに、段落のかわり目に用いられている接続詞を整理すると表2の如くなる。

| B パ タ ー ン | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----|----|-----|-------------|-----|----|--------|----|----|----|------------------|-------------|----|---|
| (イ) | | | (ロ) | | (ハ) | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ |
| : | : | : | 而 | 而 | 而 | 然而 | 而 | 然而 | 然而 | 而 | 而 | 而 | 而 | |
| ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | |
| □ | 然則 | 因之 | : | : | 爰 | 是以 | 是以 | 因之 | 仍 | 因之 | 仍 | □ | □ | |
| ∥ | ∥ | ∥ | ⋮ | ⋮ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | | |
| □ | □ | □ | 謂之 | 是以 | : | : | : | : | : | : | : | □ | 謂之 | |
| ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ∥ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ∥ | ∥ | | |
| ⑦ ②⑧ | ④ | ⑨ | ⑬ | ⑪ ⑮ ⑳ | ⑧ | ⑩ | ⑫ ⑭ | ⑯ | ⑰ | ⑱ | ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ | ⑦ ⑭ ⑥ | ㉒ | |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | |

〈表2〉

| Ⅳ との 間 | Ⅱ と Ⅲ と の 間 | | | | | Ⅰ と Ⅱ と の 間 | | 接続詞 | 条 番 号 | 計 (三十二 箇条中) |
|--------------|-------------|--------|-------------|---|---|-----------------------|---|-----|-------------|-------------------|
| | 爰 | 是以 | 然則 | 因之 | 仍 | 然而 | 而 | | | |
| 以彼 謂之 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ⑳ | ① | 1 |
| 是以 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 爰 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 然則 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 因之 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 仍 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 然而 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 而 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |
| 以彼 謂之 | ⑧ | ⑩ ⑫ | ④ ⑬ ⑭ | ① ⑨ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① ⑩ ⑬ ⑮ ⑲ | ② ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ | ① | 1 | 1 |

ⅠとⅡの間では、「而(シカルニ)」または「然而(シカレドモ)」という逆説の接続詞が用いられ、「而」は三十二箇条中二十二箇条であり、「然而」は六箇条に見られる。両者を合計すると、二十八箇条、全条のおよそ八割にあたる条において逆説の接続詞が用いられているのである。「然而」は熟合型で「シカレドモ」と訓じ、逆説の機能を有することについては、漢籍の訓点資料や和化漢文の訓点資料で確かめられる。

逆説の機能は同じであるが、別語が使用されているのは、表現にバラエティーを持たせるための配慮かと考へる。

次いで、ⅡとⅢとの間の接続詞には、「仍」「因之」「然則」「是

以「爰」という五種類のものが見られる。「仍」は十箇条で使用されており最も多い。いずれの語も、前の文章を受けてその結果を導くという順説の機能では共通している。これらを合計すると、二十一箇条、全条の六割にあたる条で順説の接続詞が用いられていることがわかる。ここにおいても数種の別語が存するのは、表現にバラエティーを持たせるためかと考えられる。

さらに、ⅢとⅣの間にも接続詞を用いているものが二条存する。第一条の「是以」、第二十二条の「以之彼謂之」がそれである。

これらの事実より、「尾張国解文」では、ⅠとⅡの間には逆説の接続詞を用い、ⅡとⅢの間には順説の接続詞を用いるという類型が存すると言えよう。

以上の事柄をまとめると、次の如くなる。

「尾張国解文」の文章構成は、四段落構成が基本であり、各々の段落は次のような内容である。

Ⅰ、従来の方法

Ⅱ、「Ⅰ」に背く事実（国司の非道・横暴な振舞）

Ⅲ、「Ⅱ」の結果もたらされた悲惨な状況

Ⅳ、「Ⅰ」・Ⅲより判断された筆者の意見⁽¹⁾

そして、段落のかわり目に用いられる接続詞は、ⅠとⅡの間は逆説の接続詞「而」・「然而」であり、ⅡとⅢとの間に用いられる接続詞は順説のそれ「仍」・「因之」等である。これらの事が、段落構成と接続詞の使用との関係に見られる類型である。

(2) 段落内に見られる表現の類型

(1)では文章構成の上からの類型を明らかにしたが、ここでは、段落の内部に目を転じ、句のレベルにおける類型的表現について述べ

ることにする。

調査の結果、類型的表現が認められたのは、主にⅣ相当部においてである。そこで見られる類型的表現は、形態と内容の面から三種に類別し得るように思う。

(i)「コレニシタル(コト)ハナン」の如き表現で、「これ以上の被害はない」と、その惨状を強調する場合

(ii)「(ココ)ニアリ」「(ココ)ニヨル」の如き表現で「被害の原因は(元命の暴政)にあり」と断言する場合

(iii)「(国宰)ニアタラス」「(国宰)トイハムヤ」の如き表現で、国司として不資格であると断言する場合

この三種である。例を掲げる。(参考として宝生院本の訓点に従ったよみを示す。)

(i)の例

この場合は、否定の「莫」「无(無)」を用いた例と、反語を用いた例が存する。

・否定

・情見氣色 國內之^(定)意無 人民之^(定)侘僚 莫^(定)過於斯 (④53 54行)

・情氣一色を見ルに國一内之^(定)意一蕪人一民之^(定)之^(定)侘一僚

斯に「於」過(キタル)ことは莫(シ)

・費國之吏 頌民之謀 无^(定)過於斯(⑩299行)

國(ヲ)費ヤス(之)吏 民之^(定)煩(ハ)スル(之)謀(ハ)カシト

に「於」過(キタルコト)は無シ

Ⅳ相当部以外で見られる類似の例は左の三例である。

・國土經營 莫^(定)過於斯 (⑩181行)

國一土之^(定)經一營斯に「於」過(キ)タル(コト)は莫^(定)ナシ

・愁之中之爲愁 莫過於斯 (12) 198 行

愁の「之」中之愁ト爲ニ(ル)こと斯に「於」過ニ(キ)タルハ莫シシ

・至如奉公顧私 未無過於斯 (15) 237 行

公ニ奉ニ私を顧(ル)カ如キに至(リ)テハ未(タ)斯に「於」過ニ(キタル)こと(ハ)無シシ

否定の「莫」は本文中に入例存するが、下に「過於斯」をとる例が六例である。うち四例はここに示される。「无(無)」が下に「過於斯」をとる例は、四十例中に二例である。(16)と(17)の例である。

。反語

・傾國之讎 害人之蠱 豈過於斯哉 (9) 96 行

國ヲ傾ニ(ク)ル「之」讎人ニを害ニスル蠱豈斯に「於」過キむ哉

この一例である。

(11)の例

この場合は、副詞を冠する例が多く、「コレニヨル」については、二重否定の表現が一例存する。

。副詞

副詞は「尤」「只」が用いられている。

・凡破郡破國之謀 劫民却物機 尤有於斯 (9) 151 行

凡(ソ)郡ニを破リ國ニを破ニル「之」謀民を劫ン物を却ル機尤斯に「於」有ニリ

・一國凋瘵 百姓殘害 當有於之 (14) 230 231 行

一國の凋瘵 百姓の殘害 當に之に務ニ(ル)に「於」有(ル)《當ニシ》 (14) は再詠字

・人民流冗 尤依此事 (16) 275 276 行

人民の流冗 尤此事に依ニリ

・天下之恐懼 國內之亡殘 只依此事 (20) 333 334 行

天下之恐懼 國內之亡殘 只依此事 天ト下之恐一懼 國一内之亡殘 只此の事に依ニリ

・「職而(モトムシテ)」も副詞に準ずるものとしてここに加える。凡一國之襄弊 百姓之逃散 職而由之 (5) 79 80 行

凡(ソ)一國の「之」襄一弊 百一姓之逃一散 職ムシテ

「而」之ニ由ニリ

・國土彫弊 職而緣是 (8) 181 行

國一土の彫弊 職トシテ「而」是に緣ニリ

・國土亡弊 人民逃去 災難發 職而依是 (24) 394 395 行

國一土亡一弊シ人一民逃一去シ災一難の發 職(トシ)テ

「而」是ニ依ニリ

・國亡民散 職而由此 (30) 539 行

國の亡ヒ民の散(スル)こと職(ト)シテ「而」此(ニ)由

レリ

この四例は「職而」の全例である。「職而」に下接する句は「コレニヨル」という定型句である。

。否定(二重否定)

・是以吏富國貧 物盡民失 天災之起 莫不由於斯 (1) 13 14 15 行

是以吏富國貧 物盡民失 天災之起 莫不由於斯

是を以(テ)吏は富ミ國は貧シ(ク)物^(モ)盡キ民失セヌ 天^(ツ)一
藥^(ヤク)の「之」起リ斯ニ「於」由ニラ不ミト云コト莫^(ナ)シ
(Ⅲ)の例

この場合の例には、否定(打消)の助動詞「ズ」を用いた例と、
反語を用いた例が存する。

○否定(打消)

・既見此由 不足國宰者也

(①117行)

既^レ此由を見ニ(ル)に國一宰には足ニラ不^サミル者也

・以彼謂之 不當於國宰

(②363行)

彼^レを以(テ)之を謂^フハ國一宰には「於」當^ニ(タラ)不^ス

○反語

・豈以幾計之政 謂國宰之端哉

(⑤245行)

豈^(ナ)幾^(イ)計^(カ)之^(コト)政^(ヲ)を以^テニテか國一宰之端^(ヲ)と謂^フ

(⑥)む哉

・凡當任守元命朝臣不知其浮沈 何以謂國吏哉

(⑩323行)

凡(ソ)當任の守元命の朝臣其の浮一沈^(ヲ)を知(ラ)不^ス何^(ヲ)を

以(テ)か國一吏と謂ハン哉

以上の(ⅰ)(ⅱ)を通して気づくことは、「コレニヨル」「コレニ
スギタル(コト)ハナン」という言い方が多く用いられているとい
うことである。(Ⅲ)は、本資料が国司の解任を要求する解文である
という性格から現れた表現であることに留意しておきたい。

四、平安時代の解文に見られる類型

ここでは、「尾張国解文」に認められた文章の構成並びに表現上

の類型が平安時代の他の解文においても認められることに言及して
おきたい。

一口に平安時代の解文と言っても、その数は歴大である。そこ
で、資料を限定し、『平安遺文』第一巻から第十一巻に収められた
ものを対象とすることにした。「古文書編纂目録」に「……解」
と題された解のうち、裁許申請を内容とする解文三百二十編余につ
いて調査を行った。

その結果、段落構成が四段落に整えられていると思われる例は三
十九例であった。全体数から見れば、一割強であるが、例の多くは
いずれかの段落が記載されていない変型のものであり、また、段落
を分かつことが困難な例も少なからず存した。

四段落が整えられている例を左に掲げる。これは、長徳四年(九
九八)に備前国鹿田庄の梶取佐伯吉永が検非違使序に裁許を願ひ出
した解文である。『平安遺文』第二巻、文書番号三七四、返点は私に
付す。

備前國鹿田御庄居梶取佐伯吉永解 申請檢非違使應裁事
請被殊蒙 鴻恩、糺給爲攝津國長濱濱住字高先生泰押領使水手
秦米茂同意預乘船勝載二百六十石船一艘并雜物等破^レ取不安愁
狀

副進日記

右吉永謹檢^レ案内、件船備前國鹿田御庄別當澁河幸連也 ……
而秋篠寺美作國米百八十石、鹽甘籠爲^レ勝^ニ載所^ニ借取^一、^レ吉永爲^ニ
梶取^一、勝^ニ載件米鹽等^一上道之間、以^レ今月二日、於^ニ攝^一國武庫
郡小港、爲^ニ南大風^一、入^レ海已了、爰彼寺使件濕損米^口悉散下又
了 爰水手秦米茂俄成好意、船内雜物盜取^口亡了、其後件米茂長

濱濱不諱輩件字高先生秦押領使等談取、吉永之身殺害□云、

因_レ之爲存_二身命、檢預船難□_(物也)罷去之程、恣件船并雜物等、皆

悉破運取者、
..... III

爲愁之甚、□_(災也)過於斯、
..... IV

望請 檢非違使應裁、被_レ糺_二返件不善之輩_(船取カ)、船并雜物等、

將_レ知_二公底之費_一、仍注事狀、以解、

長徳四年二月廿一日 備前國梶取佐伯「吉」□_(水)

これによると、別當洪河幸運の船が、京に米や塩等を運ぶ途中の港で大風の為に水をかぶり、荷物がだめになった。すると、船頭の秦米茂が悪心を起こし、船内の物を盗み取り、吉永の命までも狙った。吉永は船を捨てて命からがら逃げてきたのであるが、愁の甚しいことはこれ以上の事はない。よって、裁判で乗っ取られた船と荷物を返還するよう取り計らっていただきたいというのである。

この解文も含めて、IとIIとの間に逆説の接統詞を用いた例は二百三十五例ほど拾われる。「而」は百九十三例、「然而」は十七例、「然」は十五例、「雖然」は十例である。次に、IIとIIIとの間に順説の接統詞を用いた例は、六十七例存し、「仍」は二十二例、「因之」は十二例、「因茲」は九例、「爰」は九例、「因之」は八例と続く。段落のかわり目での接統詞の使用は、「尾張國解文」に認められた類型に適用ものであると思われる。

また、IV相当部の類型的表現については、「コレニスギタルハナシ」或いは「コレニシクハナシ」の如き表現で、被った損害の状況を強調した例が多く拾われる。類似の表現を、反語を用いて表し

た例も存する。これらは(i)にあたる例である。

○否定

・(愁吟之甚) 莫過於斯 (370 372 378 497 499 702 738 767 781 1648 2242)

・大愁莫過於斯矣 (1066)

・莫過於斯者也 (1637)

・愁甚莫斯過矣 (1445)

・爲安守大愁莫過 (54)

・愁過斯莫 (2013)

○反語

・(愁吟之甚) 何事如之 (2587 2812 2917 3785 4053)

・(愁吟之難堪) 何事如之哉 (1472 1959 2432)

・大愁何事如之乎 (1873)

・悲道之甚何事如於斯矣 (1661)

・愁嘆何事如斯矣 (3100)

・(爲愁甚) 何以如之哉 (1145 3323)

・寺家之訴以何如斯哉 (1669)

・有名無實何如之哉 (3041)

・所司等之愁嘆何事過于斯矣 (2732)

・愁中之愁何事過斯乎 (1749)

・無道之至何事過斯哉(4145)

・非常之甚何事過此哉(1987)

・何過於斯：尤大愁也(1827)

・大訴何以可于斯乎(2733)

・寺家之訴以何過之矣(2035)

・大愁何者過斯哉(2307)

・尤大愁何過哉(1409)

同様の用例が多く存するものは、用例の上部の語句が多種にわたるため、() 内の語句に代表させた。又、用例の下の() 内の番号は、『平安遺文』における文書番号である。

形態上、助辞「於」が見られない例や、「於」のかわりに「于」が見られる例が存するが、句としての意味には変わらないものと思ふ。

また、(ii)として「被害・損害の原因は……にあり」と断言する例も次の如き例が存する。

・否定(二重否定)

・一郡惡行莫不依之者(3711)

・副詞

・百姓遊散之基偏由斯事(3296)

(iii)にあたる例は存しない。なぜなら、前述の如く、「尾張国解

文」の資料の性格に関ることであるからである。

以上、調査中に拾われた用例の提示に終始した観があるが、概ね「尾張国解文」と通じているように思われる。

五、結び

これまで述べてきたことより、「尾張国解文」と通ずる、文章の構成上の類型並びに表現上の類型が平安時代の解文についても認められることがわかった。しかし、少なからずその類型の埒外の例が存在するのも事実である。殊に、四段落構成を有しない例を如何に考えるかが、当面の課題となる。さらに、解文において四段落構成が整えられるというのは、いつの頃まで溯り得るのであるうか、その起源ともなるべきものを探り出すことも必要であろう。また、四段落構成に至るまでに変遷があったか否かということも明らかにされねばならない。

残された問題は多いが、今後の研究方向としては、他の様式の文書、例えば天皇文書、太政官符等の上位者から下位者に与えられる文書について調査し、解文に見られた類型が存するか否かを究明していく必要があると考えている。その上に立って、改めて「解文」の文章構成を古文書の文章の中に位置づけなければならないであらう。

注

(1) 但し、資料の均質性においては問題がある。

(2) 佐藤進一『古文書学入門』一九〇～一九一頁。

(3) 『群書解題』(第六)による。岩崎小弥太氏執筆。「編者も

成立年代も不詳」である。「宣言・同語文・院宣・同語文・院庁御下文・同語文以下御教書に至る公私の書札百四種の書式を例示したものである」であって、「土御門天皇(在位一一九八—一二一〇)の承元元年(一二〇七)以後のものであることは明らかである。」

(4) 『新修一宮市史 資料編第三 尾張国解文』に、宝生院本を始めとして主な写本の写真と翻刻が収められている。

(5) 阿部猛『尾張国解文の研究』(日本史学研究双書2)、同『摂関政治』(教育社歴史新書4)を参考にさせていただいた。

(6) 『尾張国解文』の研究——古文書における表現方法の基本的原則を求めて(一)——『鎌倉時代語研究』第三輯、昭和五十五年三月、『尾張国解文』の研究——古文書における表現方法の基本的原則を求めて(二)——『大谷女子大学紀要』第18号第2輯、一九八四年二月、『尾張国解文』の研究——古文書における表現方法の基本的原則を求めて(三)——『大谷女子大学紀要』第19号第2輯、一九八五年一月

(7) 「訓点語と訓点資料」第七十四輯(昭和六十年)

(8) 「平安時代の古記録における『而』字の用法について」(『平安時代古記録の國語學的研究』第二部第一章第二節)

(9) 鈴木恵「然而をめぐって」(『鎌倉時代語研究』第六輯、昭和五十八年)

(10) 「而」と「然而」の使用上の差異として次のことが気づかれる。「而」の直後に「當任守元命朝臣」、「国宰」といった語が続くことが多いことである。「而」の場合、二十二箇条中③⑥⑩⑬⑮⑲⑳㉑㉒㉓の十箇条にその例が見られる。「然而」

の場合は、六箇条中⑩⑲の二例のみである。

(11) 筆者の意見がⅣ相当部以外に見られることもある。その例は類型的表現について述べる箇所に示してある。

(12) 「コレ」、「ヨル」という訓にあたる漢字に数種の異なる表記が存するが、これは類義字の問題と関わってくる。よって、今後の課題としたい。

(13) 実際の解文の例には、Ⅰ相当部或いはⅡ相当部しか記載されていないものも存する。又、Ⅱ、Ⅲ相当部の内容が混濁しているために区別が困難な例も多い。よく拾われるパターンは、Ⅰ並びにⅡ相当部のみで構成されていると考えられるものである。此の如きパターンを子細に見ると、Ⅰの内部がⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段落構成になっている例も若干存するのである。

〈付記〉

本稿は、昭和六十二年度広島大学国語国文学会春季研究会に於ける発表をまとめ、補訂を加えたものである。席上では増田欣先生、小林芳規先生に御助言を賜わった。本稿を成すにあたっては、小林芳規先生に終始温かな御教示・御指導を賜わり、山本秀人氏をはじめとして諸兄には貴重な御意見をいただいた。記して深謝申し上げます。(広島大学教育学部非常勤講師)